

集中豪雨災害に係る災害復旧対策等に関する意見書

本市では、7月16日夕刻の局地的集中豪雨による河川の氾濫や土砂災害等により、1名の尊い生命が奪われたほか、家屋被害においては70件を超え、また、各地で道路、河川などの公共土木施設、農地、農業用施設、林地、林道施設、農作物など甚大な被害が発生し、住民生活と地域経済に大きな影響を及ぼした。

被災地の山々には、多くの土砂崩落の爪痕が残り、河川・道路をはじめ宅地や農地にも膨大な土砂や立木の残骸が散見され、今後の降雨状況によっては、被害の拡大が懸念されている。

現在、災害復旧に向け鋭意努力しているところであるが、この深刻な事態に対し政府として、速やかな応急措置と復旧対策を講ずるとともに、被災者への支援に万全の対策を講ずるよう次の事項について強く要望する。

記

1. 「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」の適用を講ずること。
2. 災害の早期復旧を図るため予算枠を拡大し、早期実施を支援すること。
3. 再度災害の防止のため、大幅な改良復旧が図られるよう特段の配慮をすること。
4. 住宅本体の建築費、補修費等についても支給対象とするなど被災者生活再建支援制度を拡充すること。
5. 災害復旧等の経費が多額にのぼることから、特別交付税の配分に特段の配慮をすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年8月10日

広島県庄原市議会